

# 熊本県教育職員免許法認定講習の受講申込みにあたっての留意事項

## 1 一種免許状取得の努力義務について

昭和63年の教育職員免許法（以下、「免許法」という。）の改正において、教育職員で、その有する相当の免許状が二種免許状である者については、一種免許状取得の努力義務が課せられました（免許法第9条の5）。

一種免許状の取得については、大学の通信教育を利用するなど、本人の自発的な努力が必要ですが、本県では、これを支援するため、免許法別表第3（第6条関係）に対応した必要単位が修得できるよう当認定講習を開催し、単位修得の機会を提供しています。

一種免許状取得の努力義務は、あくまでも二種免許状を有する教員本人の自発的な努力を促すものであり、取得を強制するものではありません。

## 2 特別支援学校教諭免許状の取得促進について

平成19年度より複数の障害種別に対応した教育を実施することができる特別支援学校制度が創設されるとともに、教員の免許制度についても、重複障害や発達障害も含む幅広い障害に対応した特別支援学校教諭免許状となりました。

この背景には、近年児童生徒等の障害の重複化や多様化に伴い、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育が求められている状況があります。

教育職員免許法附則第15項において、「幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者は、当分の間、第3条第1項から第3項までの規定にかかわらず、特別支援学校の相当する各部の主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭又は講師となることができる。」と規定されていますが、特別支援学校担当教員等の専門性が一層向上するよう、特別支援学校教諭免許状の取得促進を目的に、必要単位が修得できるよう当認定講習を開催し、単位修得の機会を提供しています。

## 3 単位の申込みについて

(1) 令和4年4月1日に施行された教育職員免許法の改正に伴い、単位の修得方法が改められている（幼稚園、養護、栄養、特別支援学校教諭免許状を除く）ので、受講申込みにあたっては、各自のこれまでの単位修得状況、必要な科目については、別紙1の1～別紙1の5の各読み替え表で確認のうえ申し込むこと。

(2) 平成19年4月1日に施行された教育職員免許法の改正に伴い創設された特別支援学校教諭免許状の取得方法等については、別添参考資料「熊本県教育職員免許法認定講習（通信教育）における特別支援学校教諭免許状の取得方法等について」を参照するとともに、平成18年度までに本県認定講習

で修得した盲、聾、養護学校教諭の免許状取得用の単位の特別支援学校教諭免許状取得用の単位への読み替えについては、別紙1の6の読み替え表で確認すること。

(3) 栄養教諭免許状の取得方法については、別添参考資料「学校栄養職員が栄養教諭免許状を取得する場合の取得方法について」を参照すること。

#### 4 問い合わせ先

〒862-8609 (熊本県教育庁専用郵便番号)  
熊本県教育庁教育総務局学校人事課教員免許制度班  
教育職員免許授与担当  
電話 096-333-2691 (直通)  
FAX 096-383-3915